立ちどまらない保険。
三井住友海上
MS&AD INSURANCE GROUP

ビジネスプロテクター
企業総合賠償責任保険

2020年5月12日以降始期契約用

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応費用補償特約のご案内

○２０２０年５月１２日より、ビジネスプロテクターでオプション特約の「食中毒・特定感染症利益補償特約」をセットしていただいた場合、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応費用補償特約」が自動セットされます。
○「食中毒・特定感染症利益補償特約」では保険金のお支払い対象とならない、新型コロナウイルス感染症による休業や費用負担による損失に対して、この特約により緊急対応費用保険金をお支払いします。

＜対象契約＞

「食中毒・特定感染症利益補償特約」をセットしていただくご契約。

＜緊急対応費用保険金をお支払いする場合＞

次のいずれかに該当する事由（事故）により、被保険者に損失が生じた場合にお支払いします。
① 新型コロナウイルス感染症(注)に罹患した者が保険証券記載の被保険者の営業施設にいたこと等により、施設が新型コロナウイルス感染症(注)の原因となる病原体に汚染され、保健所等の指示により施設の消毒等の措置が行われたこと。
② ①の汚染の疑いがある場合に保健所等により施設の消毒等の措置が行われたこと。

（注）病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであって、令和2年1月に、中華人民共和国から 世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。

＜お支払いする緊急対応費用保険金の額＞

１保険証券につき２０万円（保険期間中に20万円が限度となります。）

＜緊急対応費用保険金をお支払いしない主な場合＞

- 事故を伴わない休業および行政機関からの要請等による営業自粛
- 事故を伴わない自主的な施設の消毒その他の措置
- 保険期間の開始日の翌日から起算して１４日以内に発生した事故（２０２０年５月１２日以降に締結された新規契約(注)の場合に限ります。）　等

（注）中途セットを含みます。継続契約であっても、継続前契約に「食中毒・特定感染症利益補償特約」をセットしていない場合は、新規契約として取り扱います。

このチラシは、「ビジネスプロテクター」（企業総合賠償責任保険）の「食中毒・特定感染症利益補償特約」に自動セットされる「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応費用補償特約」の特徴を記載したものです。ビジネスプロテクターの詳細については重要事項のご説明またはパンフレット等をご覧ください。

三井住友海上火災保険株式会社
MS&AD INSURANCE GROUP
本店　〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
(お客さまデスク)0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館
電話受付時間 平日9:00～20:00 土日・祝日9:00～17:00(年末年始は休業させていただきます)
※2020年10月より平日の電話受付時間は9:00～19:00になります。
https://www.ms-ins.com

●ご相談・お申込先：
代理店名：
住所：
電話番号：

91950　2020.4／A3E13／B（新）